

令和7年3月4日

第1回定例会議案

厚真町議会

付 議 案 件

番 号	件 名
議案第 1 号	令和 7 年度厚真町一般会計予算について
議案第 2 号	令和 7 年度厚真町国民健康保険事業特別会計予算について
議案第 3 号	令和 7 年度厚真町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 4 号	令和 7 年度厚真町介護保険事業特別会計予算について
議案第 5 号	令和 7 年度厚真町簡易水道事業会計予算について
議案第 6 号	令和 7 年度厚真町下水道事業会計予算について
議案第 7 号	令和 6 年度厚真町一般会計補正予算（第 1 8 号）について
議案第 8 号	令和 6 年度厚真町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
議案第 9 号	令和 6 年度厚真町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 1 0 号	厚真町表彰条例の一部改正について
議案第 1 1 号	厚真町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議案第 1 2 号	厚真町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第 1 3 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について
議案第 1 4 号	厚真町外国青年英語指導助手の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
議案第 1 5 号	厚真町国民健康保険条例の一部改正について
議案第 1 6 号	厚真町子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第 1 7 号	財産の取得について
議案第 1 8 号	財産の取得について
承認第 1 号	専決処分（令和 6 年度厚真町一般会計補正予算（第 1 7 号））の承認について
報告第 1 号	専決処分（町道軽舞豊丘線官光橋架替工事（下部工）請負契約の変更）の報告について
報告第 2 号	専決処分（令和 6 年度町道幌内左岸線道路改良舗装工事請負契約の変更）の報告について
報告第 3 号	専決処分（町道表町バイパス線道路改良舗装工事請負契約の変更）の報告について

報告第 4 号	所管事務調査報告（各常任委員会）
報告第 5 号	委員会調査報告（新庁舎周辺等整備調査検討特別委員会、風力発電施設に関する調査特別委員会）
報告第 6 号	現金出納例月検査の結果報告について

議案第 10 号

厚真町表彰条例の一部改正について

厚真町表彰条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 7 年 3 月 4 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町表彰条例の一部を改正する条例

厚真町表彰条例（昭和61年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「章」を「賞」に改める。

第7条第2項中「関わらず、」の次に「第4条の栄誉賞等の授与及び」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日より施行する。

議案第 11 号

厚真町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

厚真町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 7 年 3 月 4 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

厚真町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第15条第1項中「規則で定める者」の次に「（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 12 号

厚真町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

厚真町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 7 年 3 月 4 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

厚真町職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第７号）の一部を次のように改正する

第２０条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 13 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の一部改正について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 7 年 3 月 4 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和４年条例第４０号）の一部を次のように改正する。

附則第５条第５項及び第６項を削り、第７項を第５項とし、第８項を第６項とする。

附則第６条を削る。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 1 4 号

厚真町外国青年英語指導助手の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正に
ついて

厚真町外国青年英語指導助手の報酬及び費用弁償支給条例の一部を次のよう
に改正しようとする。

令和 7 年 3 月 4 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町外国青年英語指導助手の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正
する条例

厚真町外国青年英語指導助手の報酬及び費用弁償支給条例（令和２年条例第
４号）の一部を次のように改正する。

別表中「２８０，０００円」を「３３５，０００円」に、「３００，００
円」を「３４５，０００円」に、「３２５，０００円」を「３５５，０００円」
に、「３３０，０００円」を「３６０，０００円」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 15 号

厚真町国民健康保険条例の一部改正について

厚真町国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 7 年 3 月 4 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町国民健康保険条例の一部を改正する条例

厚真町国民健康保険条例（昭和34年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号中「7. 58」を「8. 74」に改め、同項第3号中「31, 922円」を「30, 514円」に改め、同項第4号ア中「37, 732円」を「30, 287円」に改め、同号イ中「18, 866円」を「15, 143円」に改め、同号ウ中「28, 299円」を「22, 715円」に改める。

第18条の6中「65万円」を「66万円」に改める。

第18条の6の6第1項第1号中「2. 54」を「2. 61」に改め、同項第3号中「10, 754円」を「9, 330円」に改め、同項第4号ア中「12, 711円」を「9, 261円」に改め、同号イ中「6, 355円」を「4, 630円」に改め、同号ウ中「9, 533円」を「6, 945円」に改める。

第18条の6の12中「24万円」を「26万円」に改める。

第18条の11第1項第1号中「1. 84」を「1. 96」に改め、同項第3号中「12, 323円」を「9, 375円」に改め、同項第4号中「10, 554円」を「7, 354円」に改める。

第22条第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改める。

第22条の4第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項及び第5項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第7項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第8項中「65万円」を「66万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の第6章の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 16 号

厚真町子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

厚真町子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正
しようとする。

令和 7 年 3 月 4 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

厚真町子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例（平成２６年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

別表中「

かみあつまき らりタウン	子育て支援住宅	勇払郡厚真町字上厚真 ５４４番地ほか	地域優良賃貸住宅
ハートフルタ ウン		勇払郡厚真町表町４４ 番地の４	
上厚真あかり 団地		勇払郡厚真町字上厚真 １０番地３ほか	
上厚真めいぷ るタウン		勇払郡厚真町字上厚真 １０番地５ほか	

」を「

かみあつまき らりタウン	子育て支援住宅	勇払郡厚真町字上厚真 ５４４番地ほか	地域優良賃貸住宅
ハートフルタ ウン		勇払郡厚真町表町４４ 番地の４	
上厚真あかり 団地		勇払郡厚真町字上厚真 １０番地３ほか	
上厚真めいぷ るタウン		勇払郡厚真町字上厚真 １０番地５ほか	
上厚真エコタ ウン		勇払郡厚真町字上厚真 １８番地１	

」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 17 号

財産の取得について

次のとおり、財産を取得しようとする。

令和 7 年 3 月 4 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

- 1 財産の名称 地域優良賃貸住宅 3棟
- 2 規模・構造等 設置場所 厚真町字上厚真18-1
構造 木造平屋
延床面積 109.72 m²

設置場所 厚真町字上厚真18-1
構造 木造2階建て
延床面積 105.16 m²

設置場所 厚真町字上厚真18-1
構造 木造2階建て
延床面積 101.84 m²
- 3 財産の種類 不動産（建物）
- 4 取得の方法 随意契約
- 5 取得金額 96,800,000円
- 6 取得の相手方 大鎮キムラ建設株式会社

議案第 18 号

財産の取得について

次のとおり、財産を取得しようとする。

令和 7 年 3 月 4 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

- 1 財産の名称 地域優良賃貸住宅 2棟
- 2 規模・構造等 設置場所 厚真町字上厚真18-1
構造 木造平屋
延床面積 102.37㎡

設置場所 厚真町字上厚真18-1
構造 木造平屋
延床面積 102.37㎡
- 3 財産の種類 不動産（建物）
- 4 取得の方法 随意契約
- 5 取得金額 67,980,000円
- 6 取得の相手方 武山・リウム・アカサカ共同企業体
代表企業 有限会社 武山工務店
構成企業 株式会社 リウムアーキテクツ
株式会社 アカサカシンイチロウアトリエ

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 3 月 4 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

専決処分書

町道軽舞豊丘線官光橋架替工事（下部工）請負契約の変更について

町道軽舞豊丘線官光橋架替工事（下部工）請負契約（令和6年9月17日第3回定例会議案第5号により議決）について、工事施工中設計変更の必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり工事請負契約の変更について専決処分する。

記

契約金額「95,260,000円」を「95,689,000円」に改める。

令和7年2月4日専決処分

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 3 月 4 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

専決処分書

令和6年度町道幌内左岸線道路改良舗装工事請負契約の変更について

令和6年度町道幌内左岸線道路改良舗装工事請負契約（令和6年9月17日第3回定例会議案第4号により議決）について、工事施工中設計変更の必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり工事請負契約の変更について専決処分する。

記

契約金額「137,720,000円」を「140,921,000円」に改める。

令和7年2月10日専決処分

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 3 月 4 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

専決処分書

町道表町バイパス線道路改良舗装工事請負契約の変更について

町道表町バイパス線道路改良舗装工事請負契約（令和6年6月13日第2回定例会議案第13号により議決）について、工事施工中設計変更の必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり工事請負契約の変更について専決処分する。

記

契約金額「178,860,000円」を「182,138,000円」に改める。

令和7年2月20日専決処分

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗